

# 世界遺産条約履行のための作業指針

ユネスコ

世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会



世界遺産センター  
文化庁 仮訳 2018年12月

注意：本日本語訳は、世界遺産条約に関わる推薦準備、モニタリングなどの諸手続きに関わる日本国内の関係者が、世界遺産条約履行のための作業指針を理解する上での一助として作成したものです。規定の内容に不明な点がある場合などは、できるだけ原文をあわせて参照してください。

本作業指針は世界遺産委員会での決定内容を反映するため定期的に改定されます。作業指針の使用にあたってはユネスコ世界遺産センターのホームページ（下記）に掲載されている作業指針の日付を確認し、常に最新版を参照するようにして下さい。

作業指針原文（英語、フランス語）、世界遺産条約原文（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語）、その他の世界遺産関連文書は世界遺産センターから入手できます。

ユネスコ世界遺産センター

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel : +33 (0)1 4568 1876

Fax : +33 (0)1 4568 5570

E-mail : [wh-info@unesco.org](mailto:wh-info@unesco.org)

URL : <http://whc.unesco.org/>

<http://whc.unesco.org/en/guidelines> (英語)

<http://whc.unesco.org/fr/orientations> (フランス語)

## 目次

章		段落番号
<b>略語一覧</b>		
<b>I.</b>	<b>はじめに</b>	
<b>I.A</b>	<b>作業指針</b>	<b>1-3</b>
<b>I.B</b>	<b>世界遺産条約</b>	<b>4-9</b>
<b>I.C</b>	<b>世界遺産条約締約国</b>	<b>10-16</b>
<b>I.D</b>	<b>世界遺産条約締約国会議</b>	<b>17-18</b>
<b>I.E</b>	<b>世界遺産委員会</b>	<b>19-26</b>
<b>I.F</b>	<b>世界遺産委員会事務局（世界遺産センター）</b>	<b>27-29</b>
<b>I.G</b>	<b>世界遺産委員会諮問機関：</b>	<b>30-37</b>
	・ ICCROM 32-33	
	・ ICOMOS 34-35	
	・ IUCN 36-37	
<b>I.H</b>	<b>その他の機関</b>	<b>38</b>
<b>I.I</b>	<b>世界遺産保護のパートナー</b>	<b>39-40</b>
<b>I.J</b>	<b>関係条約等</b>	<b>41-44</b>
<b>II.</b>	<b>世界遺産一覧表</b>	
<b>II.A</b>	<b>世界遺産の定義</b>	<b>45-53</b>
	・ 文化遺産・自然遺産 45	
	・ 複合遺産 46	
	・ 文化的景観 47	
	・ 動産遺産 48	
	・ 顕著な普遍的価値 49-53	

<b>II.B</b>	世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保	<b>54-61</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー-58</li> <li>・ その他の措置 59-61</li> </ul>	
<b>II.C</b>	暫定リスト	<b>62-76</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続き及び書式 62-69</li> <li>・ 計画・評価ツールとしての暫定リスト 70-73</li> <li>・ 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング 74-76</li> </ul>	
<b>II.D</b>	顕著な普遍的価値の評価基準	<b>77-78</b>
<b>II.E</b>	完全性及び/又は真正性	<b>79-95</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真正性 79-86</li> <li>・ 完全性 87-95</li> </ul>	
<b>II.F</b>	保護と管理	<b>96-119</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立法措置、規制措置、契約による保護措置 98</li> <li>・ 効果的な保護のための境界線の設定 99-102</li> <li>・ 緩衝地帯 103-107</li> <li>・ 管理体制 108-118</li> <li>・ 持続可能な利用 119</li> </ul>	
<b>III.</b>	世界遺産一覧表への資産記載の流れ	
<b>III.A</b>	推薦の準備	<b>120-128</b>
<b>III.B</b>	推薦の書式及び内容	<b>129-133</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資産の範囲 132.1</li> <li>2. 資産の内容 132.2</li> <li>3. 記載の価値証明 132.3</li> <li>4. 保全状況及び資産に影響を与える諸条件 132.4</li> <li>5. 保護と管理 132.5</li> <li>6. モニタリング 132.6</li> <li>7. 資料 132.7</li> <li>8. 管理機関の連絡先 132.8</li> <li>9. 締約国代表署名 132.9</li> <li>10. 必要部数について 132.10</li> </ol>	

	11. 用紙及び電子フォーマットについて 132.11	
	12. 送付について 132.12	
<b>III.C</b>	<b>特異な資産の推薦に係る要件</b>	<b>134-139</b>
	・ 国境を越える資産 134-136	
	・ 連続性のある資産 137-139	
<b>III.D</b>	<b>推薦書の事務局登録</b>	<b>140-142</b>
<b>III.E</b>	<b>諮問機関による審査</b>	<b>143-151</b>
<b>III.F</b>	<b>推薦の撤回</b>	<b>152</b>
<b>III.G</b>	<b>世界遺産委員会による決定</b>	<b>153-160</b>
	・ 記載 154-157	
	・ 不記載 158	
	・ 情報照会 159	
	・ 記載延期 160	
<b>III.H</b>	<b>緊急的推薦</b>	<b>161-162</b>
<b>III.I</b>	<b>世界遺産一覧表記載資産の範囲、価値基準、名称に係る変更</b>	<b>163-167</b>
	・ 範囲の軽微な変更 163-164	
	・ 範囲の重大な変更 165	
	・ 価値基準の変更 166	
	・ 名称の変更 167	
<b>III.J</b>	<b>スケジューラー早見表</b>	<b>168</b>
<b>IV.</b>	<b>世界遺産一覧表記載資産の保全状況に係るモニタリング</b>	
<b>IV.A</b>	<b>リアクティブモニタリング</b>	<b>169-176</b>
	・ リアクティブモニタリングの定義 169	
	・ リアクティブモニタリングの目的 170-171	
	・ 締約国等からの情報収集 172-174	
	・ 世界遺産委員会による決定の採択 175-176	
<b>IV.B</b>	<b>危険にさらされている世界遺産一覧表</b>	<b>177-191</b>
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載に関する指針 177	
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の基準 178-182	
	・ 危険にさらされている世界遺産一覧表への資産記載の手続き 183-189	
	・ 危険にさらされている世界遺産の保全状況の定期的見直し 190-191	
<b>IV.C</b>	<b>世界遺産一覧表からの削除に係る手続き</b>	<b>192-198</b>

<b>V.</b>	<b>世界遺産条約の履行に係る定期的報告</b>	
V.A	目的	199-202
V.B	手続き及び書式	203-207
V.C	審査及びフォローアップ	208-210
<b>VI.</b>	<b>世界遺産条約を推進するための支援</b>	
VI.A	目的	211
VI.B	キャパシティビルディング及び研究	212-216
	・ 研修に係るグローバルストラテジー 213	
	・ 研修に係る国家戦略及び地域協力 214	
	・ 研究 215	
	・ 国際的援助 216	
VI.C	普及啓発及び教育	217-222
	・ 普及啓発 217-218	
	・ 教育 219	
	・ 国際的援助 220-222	
<b>VII.</b>	<b>世界遺産基金と国際的援助</b>	
VII.A	世界遺産基金	223-224
VII.B	その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ	225-232
VII.C	国際的援助	233-235
VII.D	国際的援助の原則と優先順位	236-240
VII.E	早見表	241
VII.F	手続き及び書式	242-246
VII.G	国際的援助要請の審査及び承認	247-254
VII.H	契約手続き	255
VII.I	国際的援助の評価及びフォローアップ	256-257

<b>VIII.</b>	<b>世界遺産エンブレム</b>	
<b>VIII.A</b>	<b>前文</b>	<b>258-265</b>
<b>VIII.B</b>	<b>適用範囲</b>	<b>266</b>
<b>VIII.C</b>	<b>締約国の責務</b>	<b>267</b>
<b>VIII.D</b>	<b>世界遺産エンブレムの適切な使用</b>	<b>268-274</b>
	・ 世界遺産一覧表記載記念銘	269-274
<b>VIII.E</b>	<b>世界遺産エンブレムの使用に関する原則</b>	<b>275</b>
<b>VIII.F</b>	<b>世界遺産エンブレムの使用承認に係る手続き</b>	<b>276-278</b>
	・ 国内機関の合意	276-277
	・ クオリティコントロール (QC)	
	内容承諾書	278
<b>VIII.G</b>	<b>クオリティコントロールに関する締約国の権利</b>	<b>279</b>
<b>IX.</b>	<b>情報の管理・提供</b>	
<b>IX.A</b>	<b>事務局による情報の保管</b>	<b>280-284</b>
<b>IX.B</b>	<b>世界遺産委員会メンバー国及び締約国に対する情報提供</b>	<b>285-287</b>
<b>IX.C</b>	<b>一般向けの情報提供、出版物の発行</b>	<b>288-290</b>

付属資料		ページ
1.	条約批准書、受諾書、加入書書式見本	81
2.	2.A. 暫定リスト提出書式	83
	2.B. 複数の国にまたがる資産、国境を越える資産として推薦する予定の資産についての暫定リスト提出書式	84
3.	特種な資産に係る世界遺産一覧表への記載に関する指針	87
4.	世界遺産における真正性	95
5.	世界遺産一覧表記載推薦書式	101
6.	諮問機関による推薦審査手続き	115
7.	世界遺産条約の適用に係る定期的報告の書式	123
8.	国際的援助要請書	133
9.	諮問機関による国際的援助要請審査基準	151
10.	顕著な普遍的価値の言明	155
11.	世界遺産資産範囲等の変更	156
12.	諮問機関による勧告に関する事実誤認提出様式	160
13.	保全状況報告書提出様式	
14.	世界遺産エンブレム使用に関する表	
参考文献		158

## 略語一覧

DoCoMoMo	モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会 (International Committee for the Documentation and Conservation of Monuments and Sites of the Modern Movement)
ICCROM	文化財保存及び修復の研究のための国際センター (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)
ICOMOS	国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites)
IFLA	国際造園家連盟 (International Federation of Landscape Architects)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)
IUGS	国際地質科学連合 (International Union of Geological Sciences)
MAB	人間と生物圏計画 (Man and the Biosphere programme of UNESCO)
NGO	非政府機関 (Non-governmental organization)
TICCIH	国際産業遺産保存委員会 (International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNEP-WCMC	世界自然保全モニタリングセンター (World Conservation Monitoring Centre (UNEP))
UNESCO	ユネスコ (国連教育科学文化機関) (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)